

仕 様 書

- 1 件 名 トイレットペーパーの購入
- 2 品 名 トイレットペーパー
- 3 規 格 (1) 古紙パルプ配合率100% (2) 芯なし (3) シングル巻き
(4) ミシン目なし (5) ソフトタイプ (6) 紙幅 107~114mm
(7) 芯径 38mm±1mm
(8) 長さ 130m以上
- 4 包装単位 1箱60巻又は48巻入とし、1巻ごとの包装なし
- 5 予定数量 77,280巻
- 6 供給期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- 7 納入場所 千種区若水一丁目2番23号 東部医療センター
北区平手町1丁目1番地1 西部医療センター
- 8 発注は、各病院担当職員が行い、売渡人は、原則として発注を受けてから7日以内に納品するものとする。
- 9 売渡人は、納入場所別に納入品名、数量等を記載した納品書を作成し、納入時に納入先の病院担当職員の検査を受け納品書に受領印を徴すこと。
- 10 支払条件について
 - (1) 支払金額は、1箇月ごとに買受人の確認を受けて納品した数量(以下「納入量」という。)に応じて支払うものとする。
 - (2) 支払金額は、納入場所ごとに契約単価に納入量を乗じて得た額(当該額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)に100分の110を乗じて得た額(当該額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。
 - (3) 支払日は、支払の請求を受けた翌月の25日(金融機関休業日の場合は、その直後の金融機関営業日)もしくは月末(金融機関休業日の場合は、その直前の金融機関営業日)とする。
- 11 本仕様書に定めるもののほか、供給者はその他関係法規に従うものとする。
- 12 供給者は物品の納入に当たり、別紙「グリーン配送に関する特記仕様書」に基づき、グリーン配送を実施するよう努めなければならない。
- 13 妨害又は不当要求に対する届出義務
 - (1) 売渡人は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等から妨害(不法な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。)又は不当要求(金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。)を受けた場合は、大学へ報告し、警察へ被害届を提出しなければならない。

(2) 売渡人が前号に規定する妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、前号の報告又は被害届の提出を行わなかった場合は、競争入札による契約又は随意契約の相手方としない措置を講じることがある。